

7番（小川義昭君）

白山市の文化財は非常に市民にとっての宝でございますので、どうかそういった文化財に対する修繕とか、そういったものに対してもしっかりと対応をしていていただきたいなというふうに思っております。

白山市文化財保護条例は、文化財の所有者及び関係者は文化財を公共のために大切に保存し、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用を努めなければならないとうたっていることはさきにも指摘いたしました。これまで本市の文化財は文化的活用に向けてどのように公開・活用されてきたのか。また、今後の公開・活用に向けた取り組みも含め、お伺いいたします。